

公的年金等からの所得税の定額減税に関するQ & A

質問一覧

○定額減税制度の内容

- 問1 定額減税はどのような制度なのでしょうか
- 問2 年金から所得税が引かれていますが、定額減税を受けられるのでしょうか
- 問3 年金から所得税が引かれていませんが、定額減税を受けられるのでしょうか
- 問4 年金に上乗せして3万円支払われるのですか
- 問5 定額減税される額はどのように計算されるのでしょうか
- 問6 所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族の範囲はどうなりますか
- 問7 令和6年5月以前に支払を受けた年金については定額減税の対象にならないのでしょうか
- 問8 定額減税される額が令和6年分に源泉徴収される所得税額よりも高いのですが、控除しきれなかった額はなるのでしょうか
- 問9 令和6年中に海外から日本に転入する場合、定額減税を受けられるのでしょうか
- 問10 令和6年中に海外へ転出した場合、引き続き定額減税を受けられるのでしょうか
- 問11 配偶者又は扶養親族が海外在住の場合、定額減税を受けられるのでしょうか

○定額減税の計算と扶養親族等申告書

- 問12 定額減税を受けるためには何か届出が必要となるのでしょうか
- 問13 令和6年中に扶養親族の人数が変わった場合、何か手続きが必要ですか
- 問14 控除対象の扶養親族等がないため「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していませんが、定額減税を受けるためには改めて提出が必要でしょうか
- 問15 定額減税の対象となる扶養親族がいますが「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していませんでした。今から提出すれば定額減税を受けられますか
- 問16 「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を出しなおしたいのですが再発行してもらえますか
- 問17 手続きが遅れたため、令和6年5月以前に受け取るべき年金を令和6年7月以降に支払を受けました。定額減税は受けられないのでしょうか
- 問18 令和6年6月に定額減税がされた後、遡及して年金額の改定がありました。改定に伴い所得税の増減分は定額減税されますか
- 問19 令和7年以降に遡って令和6年以前分の年金の新規請求を行いました。令和6年の支払い分は定額減税されますか

○定額減税に係る通知書の内容

- 問20 年金支払通知書が届きましたが、定額減税で特別控除された金額が表示されていません。定額減税される金額はいくらになるのでしょうか
- 問21 定額減税された額や、定額減税されなかった額は通知されるのでしょうか
- 問22 年金改定通知書、年金支払通知書（統合通知書）が届きましたが、令和6年6月支払分しか記載がありません。8月以降の支払額は分からないのでしょうか
- 問23 毎回の年金の支払ごとに実際に定額減税された額は分からないのでしょうか
- 問24 支払通知書で令和7年2月定期の金額が少なくなっていますがどうしてですか
- 問25 定額減税を受けていた受給者が亡くなりました。準確定申告用の源泉徴収票で定額減税された額・定額減税されていなかった額はわかるのでしょうか
- 問26 確定申告のため、KKR年金スマートサービスから源泉徴収票の電子データを受け取っていますが、定額減税された額や定額減税されなかった額は含まれているのでしょうか

○個人住民税に関して

問 27 個人住民税の定額減税はどのような制度なのでしょうか

問 28 一人 4 万円と報道されていましたが違うのでしょうか

問 29 私は K K R から個人住民税を特別徴収されていますが、1 万円は減税対象ですか

問 30 令和 6 年 6 月に届いた年金支払通知書に記載された個人住民税額は定額減税された額なのでしょうか

問 31 令和 6 年 6 月の定期支給は個人住民税が徴収されているのはなぜか

○確定申告・給付金制度

問 32 年金のほかに給与収入もありますが、年金から定額減税されますか

問 33 日本年金機構から支給される年金でも定額減税されていますが正しいのでしょうか

問 34 定額減税とあわせて行われる各種給付措置はどのような内容なのでしょうか

公的年金等からの所得税の定額減税に関するQ & A

○定額減税制度の内容

問1 定額減税はどのような制度なのでしょうか

(答)

定額減税については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税の減税が実施されることになりました。

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和6年3月30日 令和6年法律第8号）

これにより納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円の減税を行うこととされました。

問2 年金から所得税が引かれていますが、定額減税を受けられるのでしょうか

(答)

所得税の源泉徴収の対象となる老齢年金（老齢厚生年金・退職共済年金・退職年金等）を受けられている国内居住者の方につきましては、令和6年分所得税について、令和6年6月に支払われる年金の源泉徴収税額から、受給者並びに一定の配偶者及び扶養親族1人につき3万円が控除されます。

控除しきれない金額については、令和6年12月までの年金の支払において順次控除されます。

【支給額20万円 所得税1万円の例】

（従来）支給額20万円－所得税1万円＝送金額19万円

（減税）支給額20万円－所得税1万円＋定額減税1万円＝送金額20万円

問3 年金から所得税が引かれていませんが、定額減税を受けられるのでしょうか

(答)

年金から所得税が引かれていない場合は、そもそも税額0円ですので、定額減税の対象外となります。

問4 年金に上乗せして3万円支払われるのですか

(答)

源泉徴収する所得税からの特別控除のため、年金に上乗せして給付されることはありません。

問5 定額減税される額はどのように計算されるのでしょうか

(答)

年金にかかる所得税からの特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・年金受給者本人 3万円
- ・令和5年10月に提出いただいた「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された合計所得金額が48万円以下である源泉控除対象配偶者及び扶養親族1人につき3万円

(年金受給者+配偶者+扶養親族人数) × 3万円

【例】 受給者一人の場合・・・所得税から3万円控除

受給者+配偶者の場合・・・所得税から6万円控除

受給者+配偶者+扶養親族二人の場合・・・所得税から12万円控除

問6 所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族の範囲はどうなりますか

(答)

所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族は令和5年10月に「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」で申告された以下の方です。

- ・配偶者・・・国内に居住されている源泉控除対象配偶者であり、合計所得金額の見積額が48万円以下の方。

	配偶者所得48万円以下	配偶者所得48万円超え
本人所得900万円以下	定額減税対象	対象外
本人所得900万円超え	対象外	対象外

- ・扶養親族・・・控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)であり、合計所得金額の見積額が48万円以下の方。

問7 令和6年5月以前に支払を受けた年金については定額減税の対象にならないのでしょうか

(答)

令和6年5月以前に支払を受けた年金につきましては、定額減税の対象とはなりません。

問 8 定額減税される額が令和 6 年分に源泉徴収される所得税額よりも高いのですが、控除しきれなかった額はどうなるのでしょうか

(答)

控除しきれなかった額については、調整給付により減税額との精算がされます。
調整給付の方法及び時期については税務署又はお住いの市区町村にお問い合わせください。

問 9 令和 6 年中に海外から日本に転入する場合、定額減税を受けられるのでしょうか

(答)

令和 6 年中に海外から国内に転入した方も、転入日以降の年金（令和 6 年 6 月以降の支払に限る）から源泉徴収される所得税がある場合には、定額減税を受けることになります。

問 10 令和 6 年中に海外へ転出した場合、引き続き定額減税を受けられるのでしょうか

(答)

定額減税の対象となる方は国内居住者に限られています。令和 6 年 6 月以降に海外へ転出した場合には、以降の支払分からは定額減税を受けることはできません。

問 11 配偶者又は扶養親族が海外在住の場合、定額減税を受けられるのでしょうか

(答)

定額減税の対象となる方は国内居住者に限られています。年金受給者の方が国内居住で配偶者又は扶養親族が海外に居住している場合は年金受給者のみが定額減税の対象となります。

なお、年金受給者の方が海外居住で配偶者又は扶養親族が国内に居住している場合は全員が定額減税の対象となりません。

○定額減税の計算と扶養親族等申告書

問 12 定額減税を受けるためには何か届出が必要となるのでしょうか

(答)

定額減税を受けるために、お届出をいただく必要はありません。

令和5年10月に「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方は、その記載内容に基づき定額減税の計算が行われ、提出していない方につきましては本人分（3万円）のみ定額減税されることになります。

問 13 令和6年中に扶養親族の人数が変わった場合、何か手続きが必要ですか

(答)

改めてKKRへお手続きをいただく必要はありません。「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の再提出も受け付けておりません。

令和7年以降、確定申告を行う必要があるかはお近くの税務署にお問い合わせください。

問 14 控除対象の扶養親族等がないため「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していませんが、定額減税を受けるためには改めて提出が必要でしょうか

(答)

扶養親族等申告書を提出していない方であっても本人分（3万円）のみ定額減税されますので、改めて届出をいただく必要はありません。

問 15 定額減税の対象となる扶養親族等がありますが「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していませんでした。今から提出すれば定額減税を受けられますか

(答)

定額減税の対応のため、「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の受付は終了しました。再発行もできませんので令和7年以降、確定申告により対応していただくことになります。詳しくは税務署にご相談ください。

問 16 「令和 6 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を出しなおしたいのですが再発行してもらえますか

(答)

定額減税の対応のため、「令和 6 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の受付は終了しました。再発行もできませんので令和 7 年以降、確定申告により対応していただくことになります。

問 17 手続きが遅れたため、令和 6 年 5 月以前に受け取るべき年金を令和 6 年 7 月以降に支払を受けました。定額減税されないのでしょうか

(答)

令和 6 年中に遡及してお支払いする、令和 6 年分の年金に係る所得税は定額減税の対象となります。なお、令和 7 年以降に、令和 6 年分の年金を受給した場合は、定額減税の対象にはなりません。

問 18 令和 6 年 6 月に定額減税がされた後、遡及して年金額の改定がありました。改定に伴い所得税の増減分は定額減税されますか

(答)

令和 6 年 6 月から 12 月までの間に遡及して令和 6 年分の所得税に増減があった場合は、定額減税についても再計算を行います。

改定が令和 7 年以降に行われた場合は、定額減税の再計算は行われません。

問 19 令和 7 年以降に遡って令和 6 年以前分の年金の新規請求を行いました。令和 6 年の支払い分は定額減税されますか

(答)

定額減税は令和 6 年中に支払われる年金が対象のため、令和 6 年分の年金であっても令和 7 年以降に支払われる年金は、定額減税の対象となりません。

定額減税の取り扱いについては税務署にご相談ください。

○定額減税に係る通知書の内容

問 20 年金支払通知書が届きましたが、定額減税で特別控除された金額が表示されていません。定額減税される金額はいくらになるのでしょうか

(答)

年金支払通知書に表示されている税額は、定額減税後の所得税を記載しており、その内訳は記載されていません。

令和 7 年 1 月に送付する「令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票」により定額減税された額や定額減税しきれなかった額をご確認いただけます。

問 21 定額減税された額や、定額減税されなかった額は通知されるのでしょうか

(答)

令和 7 年 1 月に送付する「令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票」により、定額減税された額や定額減税しきれなかった額をご確認いただけます。

定期支払いごとの定額減税額は通知されません。

問 22 年金改定通知書、年金支払通知書(統合通知書)が届きましたが、令和 6 年 6 月支払分しか記載がありません。8 月以降の支払額は分からないのでしょうか

(答)

令和 6 年 8 月以降に支払額が変更になる方は改めて年金支払通知書をお送りします。令和 6 年 6 月定期支給と支払額が同額の方は、支給額が変更となる時に支払通知書を送付します。

なお、改めて送付する支払通知書の税額は、定額減税後の所得税を記載しており、その内訳は記載されていません。

問 23 毎回の年金の支払ごとに実際に定額減税された額は分からないのでしょうか

(答)

支払通知書の税額は、定額減税後の所得税を記載しており、その内訳は記載されていません。

令和 7 年 1 月に送付する「令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票」により、定額減税された額や定額減税しきれなかった額をご確認いただけます。

問 24 支払通知書で令和 7 年 2 月定期の金額が少なくなっていますがどうしてですか

(答)

定額減税が令和 6 年で終了し、令和 7 年 2 月から所得税も徴収されるため支払額が少なくなる場合があります。差額がほぼ定期ごとの定額減税額に相当しますので参考にしてください。

また、令和 7 年 2 月定期支給は支払額の端数調整を行うため、各定期支給と数円の違いが生じます。

問 25 定額減税を受けていた受給者が亡くなりました。準確定申告用の源泉徴収票で定額減税された額・定額減税されていなかった額はわかるのでしょうか

(答)

所得税については、準確定申告用の源泉徴収票により、定額減税された額や定額減税されなかった額をご確認いただけます。

問 26 確定申告のため、KKR 年金スマートサービスから源泉徴収票の電子データを受け取っていますが、定額減税された額や定額減税されなかった額は含まれているのでしょうか

(答)

令和 7 年 1 月以降に電子データにより送付される「令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票」では、定額減税された額や定額減税しきれなかった額をご確認いただけます。

令和 6 年中に電子データにより送付される源泉徴収票は、令和 5 年分以前の額を記載したものであり、定額減税の対象年のものではありませんので、減税の記載はありません。

○個人住民税に関して

問 27 個人住民税の定額減税はどのような制度なのでしょうか

(答)

令和 6 年 10 月に支払われる年金から特別徴収されるべき個人住民税の額から、受給者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円が控除される予定です。

個人住民税からの特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・ 本人 1 万円
- ・ 控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円

個人住民税については、市区町村で決定した額の提供を受けて特別徴収を実施しますので、詳しくはお住いの市区町村にお問い合わせください。

問 28 一人 4 万円と報道されていましたが違うのでしょうか

(答)

所得税（3 万円）と個人住民税（1 万円）の定額減税を合わせると減税される額は一人 4 万円になります。

問 29 私は K K R から個人住民税を特別徴収されていますが、1 万円は減税対象ですか

(答)

K K R から個人住民税を特別徴収されている方は年金支払通知書の個人住民税額に記載されています。1 万円は減税対象になるか、減税の方法は市町村で決定しますので詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

問 30 令和 6 年 6 月に届いた年金支払通知書に記載された個人住民税額は定額減税された額なのでしょうか

(答)

令和 6 年 6 月に届いた年金支払通知書に表示されている個人住民税額は、定額減税されていません。

個人住民税が K K R から特別徴収されている場合は、市区町村で決定した定額減税された個人住民税額の提供を受け、改めて令和 6 年 10 月に年金支払通知書をお送りします。

問 31 令和 6 年 6 月の定期支給は個人住民税が徴収されているのはなぜか

(答)

令和 6 年 6 月定期支給で特別徴収される個人住民税は令和 5 年に市町村から徴収依頼されたものですので、定額減税の対象ではありません。

令和 6 年 1 0 月定期支給からの徴収依頼から定額減税の対象となると伺っておりますが、詳しくはお住いの市区町村にお問い合わせください。

○確定申告・給付金制度

問 32 年金のほかに給与収入もありますが、年金から定額減税されますか

(答)

主たる給与の支払者から支払を受ける給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除を受ける方についても、公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除を受けることになります。

なお、控除額が3万円を超えた場合の取り扱いについては税務署にお問い合わせください。

問 33 日本年金機構から支給される年金でも定額減税されていますが正しいのでしょうか

(答)

制度上、公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除を受けることになるため、正しい取り扱いになります。

なお、控除額が3万円を超えた場合の取り扱いについては税務署にお問い合わせください。

問 34 定額減税とあわせて行われる各種給付措置はどのような内容なのでしょうか

(答)

定額減税と併せて行われる各種給付措置については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

令和6年中に控除しきれなかった定額減税については、調整給付により減税額との精算がされます。調整給付の方法及び時期については税務署又はお住まいの市区町村にお問い合わせください。